

教 育 委 員 会 7 月 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 令和2年7月28日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ（7F） 会議室1
3. 出席委員

教 育 長	井 坂 隆
職務代理者	今 野 登 喜 子
委 員	松 延 芳 子
委 員	鈴 木 敏 之
委 員	長 沼 早 苗
4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	羽 生 元 幸	参 事	菊 地 正 和
教 育 総 務 課	藤 井 徹	学 務 課	田 中 裕 之
文化生涯学習課	中 澤 達 也	文化生涯学習課少年係長	大 塚 久 男
スポーツ振興課	根 本 卓 也	指 導 課	中 山 弘
図 書 館	大 貫 三 千 夫	博 物 館	木 塚 久 仁 子
第1学校給食センター	寺 崎 敏 彦		
5. 議 題
 - (1) 議 案

議案第 18 号	土浦市学区審議会委員の委嘱について	(学務課)
議案第 19 号	土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について	(学務課)
議案第 20 号	土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱について	(文化生涯学習課)
議案第 21 号	土浦市図書館協議会委員の任命について	(図書館)
議案第 22 号	土浦市博物館協議会委員の任命について	(博物館)
議案第 23 号	令和3年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について	(指導課) (非公開)
 - (2) 協 議

① 成年年齢引下げ後の成人式について	(文化生涯学習課)
--------------------	-----------
 - (3) 報 告

① 第7回土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の開催結果及び上大津地区小学校適正配置実施計画の最終提言式の報告について	(学務課)
② コミュニティ・スクールについて	(文化生涯学習課・指導課)
 - (4) そ の 他

① テーマ展「土浦病院と小川芋銭」の開催について	(博物館)
--------------------------	-------
6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 定刻になりましたので始めます。傍聴なしということで、次第どおりに進めたいと思います。それでは、教育長報告事項をお願いいたします。

教育総務課 ————— 6月25日以降の行事について報告 —————

教 育 長 行事としては非常に少なく、少ないというのは大会や大きな集会が中止となっているため、例年の半分かくらいの量となっており、特に土日は日程的には空いています。今回6月29日に教科書採択がありまして、茨城県は11に分けていまして、石岡市とかすみがうら市、土浦市が第6通学区ということで検討します。検討会を3回やったことになるんですかね。それで思ったのは、例えば中学校の地図帳を見たときに、このようにヨーロッパの地勢図が描いてあるんですけども、これを見れば、地図じゃなくて地政学的な、現在の経済とか権力というか、パワーの図が描いてある。中学生はこれを見ているので、我々の時代とは全然地図が違うものとなっています。おそらく来年になればこの地図帳は売り出されるので、これを見ているだけで、ヨーロッパとかアジアとかの図入りですから、例えばロシアがどのようなパワーを持っているのかとか、アフリカとか、中国のパワーとかが全部描いてある。地図というよりも、そういう地政学的な要素も入っていておもしろいと思いました。

あとは、8月1日、今度の土曜日にひたちなか市で学校教育に関するフォーラムがあつて、パネリスト3人のうちの1人として参加します。ひたちなか市の市長さんと私と法務省の方、3人でひたちなか市の市民会館で開催します。何年か前に、つくば国際会議場で個人的に参加したことがあるんです。その水戸地区版ということで参加してきます。

そしてもう一つが、7月21日、中高一貫校として、土浦一高の中学校ができるということで、その説明で県の担当者の訪問がありました。

その下に、上大津地区、五中地区の学校再編で、後で説明があると思いますけれども、五中近くに学校を造ったほうがいいですよという提言がありました。

そして27日、昨日ですけれども、三中の花沢校長先生がいらっしやいまして、中学校の修学旅行について話をしました。今年は土浦市としては修学旅行はやらないこととなります。2泊3日を1泊にして行うことで進めていたんですけども、状況が変わったので、行わないということで、保護者のほうには今日付で通知が渡るようになっていきます。

指 導 課 保護者への通知は来週の木曜日となります。

教 育 長 木曜日ですか。コロナウイルスの感染者数ですが、さっき見たら、名古屋が100人超しちゃったとか、関西地区が大分増えています。東京はまた260人とか270人、多くなっている状況です。以上ですが、ご意見等は何がございませうでしょうか。

無いようですので、それでは議案に進みます。議案第18号 土浦市学区審議会委員の委嘱について、お願いします。

学 務 課 定例会資料の4ページをお願いいたします。

土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づき、土浦市学区審議会の委員につきまし

ては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までを委嘱しておりますが、委員の変更及び選出依頼中であった委員の選出がございました。次の※印のとおり、2名の委員の方が新たに選出されたので、委嘱をお願いするものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。学区審議会の委員の委嘱について、よろしいでしょうか。それでは、議案第19号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、お願いします。

学 務 課

定例会資料の8ページお願いいたします。

土浦市立学校給食センター条例第3条の規定に基づく土浦市立学校給食センター運営審議会の委員につきましては、同じく令和2年6月1日から令和4年5月31日までを委嘱しておりますが、先日、依頼中であった委員の選出がございました。次の※印の4名の方が新たに選出されたので、委員の委嘱をお願いするものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。8ページのとおり、※印のついている方4名が新しくなったということでございます。給食センター審議会委員の委嘱について、意見等はございますか。9月から給食を提供するというのでいいわけですね。よろしいですか。

それでは、続きまして、議案第20号 社会教育委員の委嘱についてお願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の12ページをお願いします。

土浦市社会教育委員条例第4条の規定に基づき、土浦市社会教育委員については、令和2年6月1日から令和4年5月31日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更があったものでございます。表中の氏名の頭に※印のある2名の委員が変更になった委員でして、市議会文教厚生委員会の正副委員長の変更に伴うものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となります。

また、土浦市社会教育委員は、土浦市生涯学習推進協議会委員も兼ねておりますので、併せて委嘱するものです。

教 育 長

社会教育委員は生涯学習推進協議会の委員も兼ねるということで、議会関係で2名が変更になったということでございます。よろしいでしょうか。

続きまして、図書館協議会委員の任命について、お願いします。

図 書 館

定例会資料の16ページのほうをお願いいたします。

土浦市図書館協議会委員の任命についてです。図書館条例第7条の規定に基づきまして、土浦市図書館協議会の委員を令和2年7月1日から令和4年6月30日まで任命しておりますが、一部委員に変更がございました。表の下からお二人目、海老原委員が新たに委員となっております。こちらは前任者の方が社内の人事異動によりまして配置替えがございましたので、変更ということになっております。

委員の任期につきましては、前任者の任期をそのまま継続することになっています。学識経験者の部分で1名変更があるということでございます。図書館協議会委員についてはよろしいでしょうか。

教 育 長

続きまして、博物館協議会委員の任命についてお願いします。

博 物 館

定例会資料の20ページをお願いいたします。

土浦市博物館条例第 11 条の規定に基づき、土浦市博物館協議会委員につきましては、平成 30 年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで任命しておりますが、選出区分の一部に委員に変更がございました。表中の氏名の頭に※印のある 2 名の委員が変更になった委員です。これは土浦市小学校 P T A 連絡協議会及び市議会文教厚生委員会の委員長の変更に伴うものでございます。

教 育 長

博物館協議会委員の任命で、※印がついている土浦市小中学校 P T A 連絡協議会、女性ネットワーク委員会の副委員長、古川さんと、市議会の文教厚生委員の塚原議員の 2 名の変更ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 23 号 令和 3 年度の使用教科書について、指導課お願いします。

【協議事項①「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について（案）」を協議】（非公開）

教 育 長

続きまして、協議事項、成年年齢引下げ後の成人式について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 24 ページをお願いいたします。

民法改正により、成年年齢が令和 4 年 4 月 1 日から 18 歳に引下げられることになり、成人式の時期や在り方などについて、各地方公共団体の対応が求められているところでございます。令和 4 年、2022 年でございますけれども、成人式は 18 歳から 20 歳までの新成人が参加することとなり、会場などの問題が発生します。

また、18 歳は、対象者の多くが大学受験や就職の準備などで出席が困難となるなどの課題があるため、成年年齢引下げ後の成人式の在り方について、以下のとおり開催を検討しているところでございます。

つきましては、教育委員会として委員の皆様の御意見などを頂き、ご協議いただければと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

1 番目の令和 4 年度の開催について（案）につきましては、課内で検討している案でございます。主催は例年と同じく、土浦市・土浦市教育委員会・成人式実行委員会としております。

また、対象年齢についても、これまでどおり 20 歳を考えているところです。理由としましては、18 歳になる者の多くは進学や就職の大切な時期であり、保護者にとっても経済的負担が大きい時期に当たることから、比較的落ち着いた 20 歳を人生の節目と捉え、名称は、仮称でございますが「土浦市二十歳の集い」などと称して式典を開催できればと考えているところです。

恐れ入りますが、別刷りとなっております資料 2 をご覧ください。右肩のほうに資料 2 と判こが押してあるものでございます。資料 2 でございます。

国が示しました成人式の時期や在り方などに関する報告書の抜粋になっております。こちらは令和 2 年 3 月に、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が取りまとめた資料でございます。

1 番目の成人年齢引下げに関する世論調査の結果については、成人式の対象年齢は 16 歳から 22 歳までの年齢層と、40 歳から 59 歳までの年齢層で、どちらも「20 歳

の方を対象に実施するのがよい」と思う者の割合が最も多くなっております。

(2) の成人式の実施時期については、いずれの年齢層においても、1月の成人の日などに実施するのがよいと思う者の割合が最も高くなっております。

また、1ページの下から3行目でございますが、成人式の実施時期と成人の日の関係については、基本的に同じ時期であるほうがよいという回答が6割を占めております。

次のページをお願いします。2ページでございます。

2番目の一般社団法人全国高等学校PTA連合会によるアンケートの結果についても、波線を引いている箇所ですけれども、「成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢は何歳とするのがよいか」という問いに対しては、20歳が53.7%と最も多く、次に18歳が26.6%、19歳が12%という結果となっております。

3番目の成人式の時期や在り方などに関する分科会の主な意見の(2)成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢及び在り方については、波線の箇所にあるとおり、20歳の方を対象として実施するという意見が多数であったと要約することができるとまとめております。

定例会資料の24ページにお戻りください。

以上のことから、1番目の令和4年度の開催についての案は、名称以外はこれまでどおりの開催と考えたものでございます。

2番目の今後のスケジュールについてですけれども、8月6日木曜日に社会教育委員会会議がございますので、こちらの会議でも意見を伺い、社会教育委員会会議の意見を8月の教育委員会の定例会で報告させていただき、成人式開催の方向性を決定させていただければと考えております。その結果については、文教厚生委員会に報告し、市長記者会見を経て、広報紙や市ホームページでの周知を図っていく予定でおります。

3番目は、今年度の成人式についてでございます。新型コロナウイルス感染拡大を防止するための取組を行い、クラフトシビックホール土浦にて、令和3年1月10日の日曜日、午後1時30分から開催を予定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、今後の状況により変更となる可能性もございます。

説明は以上でございますが、成年年齢引下げ後の成人式について、委員の皆様から御意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。文化生涯学習課の担当から説明があって、この件に関しては、昨年度に、今年度の方向性を明確にするということで、そういう形で今進んでいるところでございます。

鈴木委員のほうからご意見のほうを、20歳でやるのがいいだろうということですが、どうでしょう。

鈴 木 委 員

これは令和4年度の成人式というので、実際には、1月にやるとすると令和5年の1月ということですね。そこからのこと。民法上、成年年齢が18歳に引下げられるということなので、それが令和4年4月1日からということなので、現状といいいますか、それに慣れていないところもありますので、当面は二十歳の集いということ

でやるのがいいのではないかと思いますけれども、情勢を見て、何年かすれば、やはり成人というのが18歳というのは一般的にも認められてきた時点で、また18歳にしたらいんじゃないかという意見も出るんじゃないかと思いますので、そのときはまた検討すればいいんじゃないかと思います。

教 育 長
今 野 委 員

ありがとうございます。今野委員いかがですか。

この案に書かれているものが、とても説得力があるなと思います。この先、数年後は分かりませんが、人生の節目を20歳と考えて、名称も仮称ですが、二十歳の集い、なかなかいいネーミングかな、と資料を見せていただいた際に感じました。私は20歳というのが、やっぱり固定的かもしれないけれども、いいなと思っています。

教 育 長

18歳からできる、18歳、高校3年生で受験期と丸つきり重なってしまっていて、ちょうどこの頃にはセンター試験が、1週間ずれると思いますけれども、その辺についても考慮する必要があるということですね。

今 野 委 員

ありますね。出られないですね、きっと。

教 育 長

18歳については、大学入試との関係があるんじゃないかということです。

松延委員いかがですか。

松 延 委 員

はい、そう思います。18歳でやるというのはかなり厳しいのかなという、経験からして思います。高校卒業というのと、やはり入学、受験に限らず、高校卒業の節目に当たってやるのがたくさんあったりするので、そういうことを考えると、時間的にも余裕がないですし、保護者の立場から言っても、経済的にもかなり負担が大きいというのは、先ほどのご説明のとおり感じます。いずれにしても、かかる経費かもしれませんが、分散していたほうが、経費が一度にかからず、助かると思います。

それと、先ほど今野先生がおっしゃったように、高校を卒業すると同時に、就職するなり、大学に行くなりということで、家庭から一度離れたりする子どもも多いと思うので、ワークッションあって、2年間にいろいろなことを経験し、感じたり、考えたりというときがあって、またみんなが集まってということのほうが成長する段階で重要な時間なのかなということを感じます。あと、具体的なことを言うと、女の子なんかは着物を着たりすると、すごく経済的な負担があって、中には着物を着ないから行かないというお子さんもたまにいます。そういうことを考えても、20歳でやるのがいいのかなというふうに思います。

教 育 長
長 沼 委 員

ありがとうございます。長沼委員いかがですか。

私もやはり自分の子どものことを考えたりして、18歳は大変厳しい年代でありますし、先ほどの松延委員のお話もありましたけれども、大学などに行って、土浦を離れた後の2年間でまた集まれるという、その式典の二十歳の集いというところに、離れてからもう一回戻ってくる子どもたちも多いと思うので、この機会にちょうど良い集いになるんじゃないかな。そういう意味での二十歳の集いを計画していただければ、本当に良いことじゃないかなと思っています。

資料の中にもありますように、18歳を主張する方の中に、18歳は制服で参加することで、家庭の経済的負担が軽減するという指摘があり、この間参加させてい

ただいた成人式でも、ものすごい着物で、私も経験しましたがけれども、1年以上前から計画し、二次会にはお色直しまで用意するというような、そこ一点にかけるというお子さんもいて、ほとんど女の子はそうなんじゃないかなと思っています。それよりも、本当に20歳になって、土浦に一回戻ってきたときの、友達とか先生とかの交わりというのが本当に大事に思えるような集いになれば、よりみんなの思い出になっていいんじゃないかなと思いますので、私も20歳がいいのかなと思っております。

教 育 長

ありがとうございます。では、このような意見も8月の会議の中では、もし、発言する機会がありましたら、お伝え願いたいと思います。

それでは、協議事項については、以上にしたいと思います。

続きまして、3番目の報告事項、第7回土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の開催結果及び上大津地区小学校適正配置実施計画の最終提言について、学務課をお願いします。

学 務 課

資料の25ページをお願いいたします。

第7回土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の開催結果について、ご説明いたします。令和2年6月29日に開催されました適正配置検討委員会の開催結果につきましては、4番の議事内容、(1)上大津地区全体の適正配置の方針決定について、(2)適正配置実施計画の最終提言について、(3)新たな統合校の開校までのスケジュール案について、委員の皆様方にご協議いただきました。

5番の議事結果としまして、(1)各小学校区で中心に位置している土浦第五中学校に近ければ近いほど効果的な小中一貫教育が可能となるため、統合先については土浦第五中学校付近とする。また、用地取得の状況によっては、土浦第五中学校隣接となる場合も想定される。いずれの場合も、児童通学時における安全確保について十分留意して、平成6年度以降の開校を目標とする。

(3)としまして、本年度に適正配置の実施計画を策定し、来年度以降から、統合校の開校に向けたソフト面・ハード面の整備を行うこと、以上の下、委員の皆様にご協議いただいたところです。

26ページをお願いいたします。

この検討委員会の協議を踏まえまして、7月21日に土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の樋口委員長から、上大津地区小学校適正配置実施計画の最終提言をまとめた提言書、こちらでございます、こちらが井坂教育長のほうに手渡されます。最終提言の概要としましては、こちらの下の方の3番の方策、25ページで説明したものと重複するんですが、この内容と同じになります。

土浦五中付近とすることにつきましては、27ページの図面にあります土浦五中を中心として半径大体500メートル以内ということで提言を頂いております。

なお、こちらもお配りしたんですが、この適正配置検討委員会での最終提言を受けまして、適正配置の方針や実施時期の方向性が定まったことから、上大津地区の各小学校の保護者及び地域住民の方々に対して説明会のほうを実施いたします。

8月3日から神立小学校、上大津東小学校、菅谷小学校の保護者の方、6日から11日にかけて、今度は各地区の皆様へ説明会の実施を予定しております。

教 育 長

ありがとうございます。適正計画を出したのは平成 23 年ですから、もう約 10 年やっ
ていまして、最初に宍塚をやって、宍塚小学校を土浦小学校と統合、それが第一段
階、次が、新治地区の四つの学校を義務教育学校にするのが第二段階、そしてこの
五中地区については、協同病院の進捗状況で一回スタートしたんですが、新しい病
院の状態が分からないため凍結して、新しい病院が開設されてから、また始まった。
筑波大学教授の樋口委員長さん、全国的にも統廃合に関していろいろな知見を持っ
ている方で、具体的には、東京品川区の統廃合を全てやった方です。その後、筑波
大学の教授になる。50 歳前に教授になって、全国的な視野に立って土浦のことを考
えて、基本的に土浦五中が上大津地区の中心であるということ、あと、土浦が進め
る中高一貫教育を実施するには、土浦第五中付近がいいだろうということです。

ただ、用地買収等、かなり利権が絡むことなので、単純にいくとは限らないとい
うことも樋口先生はよくご存じでして、その辺も含めた 27 ページの原案では、五中
に隣接させてしまうのが小中一貫としては一番いいんですけれども、その辺につい
ては、これから令和 6 年度に開校を目指して進めていくこととなります。

その前に今年度、上大津西小学校を菅谷小学校と暫定的に統合していく。そして上
大津東小学校の児童数が 500 人を超えるという推定なんです。現在そこまでいかな
くて、320～330 人程度で止まっているんです。500 人を超えてしまうような予想だ
っただけなんです、思ったより定着が悪いということです。

学 務 課

350 人程度です。

教 育 長

350 人程度ですか。500 人までは上大津東小が何とか耐えられるということで、あと
4 年で開校を目指していくと、そういう提言を受けています。これを 8 月に地元
の方に説明していくということでございます。鈴木先生、地元ですけれども、ご意見
等ございますか。

鈴 木 委 員

通学はどのように、ほとんどスクールバスなのでしょうか。

学 務 課

土浦市で統廃合した学校につきましては、通学バスを運行しているのですが、学校
から半径 2 キロの円を描きまして、その 2 キロの外にある方が通学バスの対象とい
うことで、全ての方というわけには行かないのですが、そのうちの、おおつ野団地
の方は遠くなるのかなと。今のところ、そういう状況でございます。

鈴 木 委 員

おおつ野の中は半径 2 キロに入るんですか。

学 務 課

入ります。

鈴 木 委 員

結構距離はありますよね。五中生は自転車通学しているんですけれども、小学生が
歩くとなると、結構あります。分かりました。2 キロという条件があるということ
ですね。

教 育 部 長

実際に、補助とか出るのは本来 4 キロ、4 キロまでは徒歩で歩けということになっ
ているんですけれども、基本的に、土浦の統合、宍塚とか新治をやってきた中で、
4 キロまで歩かせるのはどうかというところで、2 キロを超えた子に対して通学バ
スに乗ってもらっているということで、少し甘やかしている部分もあるんですけれ
ども、小学校 1 年生の足とか考えると、やっぱり 2 キロが限界なんだろうなという
部分かなと思います。

私なんか、小さい頃は山を越えて学校に行っていましたので、3 キロぐらい平気で

通っていましたが、今はそういう時代ではありませんので。おおつ野団地の方々は、基本は徒歩で行ける圏内ということで、どうしても5丁目から8丁目の子どもの数がとても多いと思うんですけれども、一番遠くなる、今の上大津東小に近いエリアのお子さんたちは、2キロぐらいは歩かなくちゃならない可能性は出てきます。

教 育 長
教 育 部 長
教 育 長
鈴 木 委 員

国の基準が4キロなのですね。

通学バスの補助が出てくるのは、4キロというところになっています。

土浦市は2キロで財政的に市独自の予算を組んでいる。よろしいでしょうか。

イメージとしては、土浦二中と真鍋小ぐらいの合併みたいなイメージはしているんですけれども、用地の買収とかやっぱり大変だと思いますが、そういうのは市の職員がするわけではなく、業者が入るのですか。

教 育 部 長

基本は、市の職員が交渉に当たる形となります。学務課、教育総務課の職員が当たる形になります。

あと1点、6年度開校を目指すんですけれども、現実的には、6年度は用地交渉の中では厳しいということで、上大津東小の生徒数、先ほど教育長のほうから500という話がありましたけれども、一応8年度までは大丈夫、9年度ぐらいまでは、今の上大津東小のキャパは耐えられるという計算ではおります。ですから6年度を目指しますけれども、用地交渉次第では、そのぐらいまでいくのかな、と捉えております。なるべく早く開校したいという部分ではありますけれども。

教 育 長

それでは、報告事項の①番、第7回土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会の開催結果及び上大津地区小学校適正配置実施計画の最終提言報告については、この程度にします。

報告事項の②番、コミュニティ・スクールについて、文化生涯学習課、指導課お願いします。

文化生涯学習課

コミュニティ・スクールにつきましては、文化生涯学習課と指導課と二つの課が協力して進めている事業でございます。説明は私のほうからさせていただきます。

1番目のコミュニティ・スクールについてでございますが、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことでして、地域住民などが一定の権限をもって、委員として学校運営に関する協議に加わることで、学校運営の改善・充実を目指し、地域と共にある学校へ転換していくことを目指すものです。

2番目のコミュニティ・スクールに関わる法改正の経緯ですが、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により創設されたものです。また、平成29年3月の法改正においては、学校運営協議会の設置が努力義務とされております。なお、現在努力義務となっている学校運営協議会の設置については、法改正後5年を目途に、在り方を見直すことが法の付則に明記されておまして、設置について義務化されることも予想されます。

3番目の学校運営協議会の委員の権限でございますが、三つございまして、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること、③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができることの三つが挙げられております。ただし、三つ目

の教職員の任用に関する意見を述べることができる権限については、県内で既に学校運営協議会制度を導入している八つの市町村を見てみますと、水戸市をはじめ、4カ所では、その権限を付与していない状況にあります。

4番目の学校運営協議会委員の例については、地域住民、教職員、保護者、学識経験者などが想定されています。

次のページをお願いします。29 ページです。

5番目の「学校評議員制度」から「コミュニティ・スクールへ」についてですが、現在、土浦市内の公立小中学校・義務教育学校には、学校評議員が5名ずつ配置されており、年2回から4回程度の評議委員会において、学校運営について説明を受け、校長の求めに応じて意見を述べています。学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することで、委員は、3番目で述べました三つの権限と責任が付与され、学校運営そのものに合議体として意見を述べるができるようになります。一定の権限と責任が付与されることにより、当事者意識を持って、学校運営に携わることを期待しているものです。

6番目は、コミュニティ・スクールの県内導入市町村の状況でございます。

7番目の今後の予定でございますが、土浦市においては、文化生涯学習課と指導課の両課において、コミュニティ・スクール導入についての検討を重ねているところでして、来年4月より、1校を2年間研究推進校として指定し、コミュニティ・スクールの在り方について検証を重ねていく予定でございます。

教 育 長

ありがとうございます。このコミュニティ・スクールは、学校評議委員会の延長とつか改良型でして、学校評議委員会は、学校の運営について外部から意見を聞くということで始まったんですが、その機能がうまく果たせていないので、地教法で法的に定めてしまおうと文科省がだいぶ前から叫んでいるんですけども、ほかの事案が優先されて、この部分は遅れています。

施行した東京、神奈川等では、もう既に始まっているんですけども、一番の問題点は、学校の校長先生とか教員を外部の方が選んでいいのかどうかというところで、全国的に人事権は与えていないというのがほとんどでして、今の教育委員会制度で、例えば土浦市教育委員会が先生方の配置をするということになります。教育人事の権限は県の教育委員会にあるので、土浦市教育委員会が先生方を雇っているわけではないので、人事権は県にある。そういう中で、市立学校の人事権を持ってしまうと、いろいろと弊害が出るんじゃないか。この校長先生はちょっとまずいから、別の人にしようとか、そういう形で進んでしまう。このような問題が起きるという事例が首都圏であったみたいです。ただ、外国では、当然自分たちの学校の先生は自分たちで選ぶという発想ですので、日本的な教育観やシステムではない西ヨーロッパの考え方を文科省が導入しようとしている。令和3年度に法的に人事権まで含めた法律ができるということで、土浦市としては、年間研究指定校をつくっていきましょうという提案でございます。この辺りについて、松延委員いかがですか。PTA関係で。

松 延 委 員

評議員制度がというところで、確かに、年に何回か学校に行って、評議員が学校の教育活動に関わって意見を申し上げることができるかと考えたときに、あまりその

点は十分と言えないのかもしれない、極端な話、学校によっては、評議員が何をしたら、本来何のために評議員制度があるのかということをつからないままいるところもあるようです。

それは置いておいて、学校、家庭、地域が協働して子どもたちを育てていくということの観点から見ると、土浦市はわりとどこの学校も、ほぼ実現されているのかなと感じています。社会的に今、保護者もPTAはいらないんじゃないかとかという、そういう存在異議そのものを唱えるような、そのような風潮が多くある中で、土浦については、すごくPTAが一致団結して活動していて、学校に協力していこうというような体制もできていますし、地域に目を向けても、後援会というところがあって、いろいろなところで学校を応援していこうというような体制はできているように感じています。

そのような中で、一つ気になっていたのが、組織と学校、二者間の会議はあるけれども、それぞれの組織の関係者が一堂に会して打ち合わせするみたいなことが、私は自分がいたところしか分からないんですけれども、あまりないのかなということを感じていたので、この協議会ができることによって、先生方の負担も減って、学校の活動や地域、保護者を絡んでの活動などがより良い方向に動いていければ、それが望ましいのかなと思いましたので、会についても、今までなかったことができるということのメリットはあるのかもしれません。

長 沼 委 員

私も評議員をやらせていただいたことがあるんですけども、あまり役に立っていないように感じていたので、例えば先生にいろいろ教えていただけるんですけども、もっと学校のためにこうしてほしいよということを言っていたらやるのにな、と感じていたところがありました。

また、家族などもいろいろな学校の美化に協力したり、子どもが学校にもういなくても、そういうところに出ていったときに、学校からそれをもっとやってほしいんだよということについて話が出たら参加できるけれども、そのような話を聞かなかったら多分参加しないわけですので、本当にもっと総合的な、みんなで集まって、さらに一番大事なのは、学校の先生方の負担を少しでも減らして、その分子どもたちに目を向けていただきたいので、学校として、こうしてほしいよという考えや意見をストレートに伝えていただいてもいいんじゃないかと思います。できるところはみんなで協力できるのに、と結構みんなそういう人が、土浦でも、さっき松延委員がおっしゃったように、いろいろな団体にてそのように思っている人が多くいるので、もっとざくばらんに話をさせていただいて、また、いろいろな人に伝えていただくような、そういう会議になるのが一番いいんじゃないかなと思っています。これを見ると、学校運営そのものに意見を言うというか、評価するというのは、評価して終わりと見えるので、それでは先生方の負担が増えてしまうばかりなので、もっと周りが手を出ささせていただく場を持たせていただければいいんじゃないかなと思います。

これは法律を読むと、地域学校協働活動推進委員という方を委員に必ず入れるという、結局、いろいろなカウンセラーとかコーディネイターの方とかを巻き込んで、さらに法律を読むと、学校の先生の負担はかけないように、と書いてあるので、な

かなか難しいなと思いました。やはりどうしても目の前のざっくばらんな会議でないと、そういう話がなかなか吸い上げられないと思いますので、コロナ禍ではあるんですけども、収まったら、またこのようなところに会議をしていただければな、集いを持っていただければなという気がします。

教 育 長

文科省は前からかなり力を入れているんだけど、それ以外にやることがあって、文科省の中でも推進力が弱まっているんだけど、地域にとっては必要なことで、令和3年でしたっけ、法改正があるということです。今野委員の立場からいかがでしょう。

今 野 委 員

学校評議員制度というのは、当初は、学校評価のための一つの組織というふうな位置づけが強かったような気がするんです。PTAの運営とはまた違って、学校教育が子どものためにスムーズになっているかどうかを評価してもらいたいな、そういった位置づけだったような気がするんです。それだけでは何のためのものか分からない的なことで、きっとコミュニティ・スクールというふうなところへさらに広げていくんだろうとは思うんですけども、やっぱり意見を頂くということは大事だと思うんですけども、そのときそのときで、課題によって大分弊害も出てくるんじゃないかなという気は私はするんです。

まして、運営協議会員の権限というところで、さっき教育長がおっしゃったけれども、教職員の任用に関してというところまで権限が出ていくと、とてもこれは大変なことになるのかな、と感じています。

ただ、地域と共に学校を育てていくというのは、前々から、昔から言われていることで、その方法とか、具体的な話し合いの場とか、そういうことが少なくなっているために、こういう制度がというものであれば、大いに進めていくべきだと思いますけれども、現在の学校評議員制度も、やはり学校に任されているというか、随分学校差があると思うんです。その生かし方もなかなか難しく、その辺のところ、かなり難しい問題じゃないかなと思いますけれども、方向としては正しいんだろうと思います。

教 育 長

現在の評議員制度は、要するに、社会全体でやる組織の点検評価、その部分で止まっちゃっているんです。その後、点検評価して、評価が低い部分をどうするかとか、ただ、教育の場合、地域の実情というのものもあるし、土浦でできたことが、例えばつくばでできるかとか、東京でできるか。逆に、首都圏でできたことが土浦でできるかとか、非常に難しい部分があるけれども、組織の点検評価、そしてその点検評価の好ましくないところを良くするためのコミュニティ・スクールということです。日本の教育制度と欧米の教育制度は違うので、学校の先生は授業だけやって、事務は全然やらないというのが欧米の主流です。日本は全て抱え込んで学校の先生がやっているという、難しい部分があると思います。国がそういう方向で動いているので、土浦もまずは研究指定校をつくって考えていくこととしました。鈴木委員、何かございますか。

鈴 木 委 員

土浦市の場合は、今後2年間で、一つの学校で調査というか、指定校とする。先ほどもありました運営協議会委員の権限というところで、3番を見ますと、任用に関して教育委員会に意見を述べるができる、この意見を述べるができるとい

うのと、人事権を持つというのは違うんじゃないかと思うんですけども、それをどの幅を考えるかというのもありますし、あと、既に県内で8市町村のうち、4市町村では③の権限は持たせていないということですけども、持たせているところは4カ所あるわけなんですけど、そういうところでは、特に③の権限を持つことによって問題は起きていないんでしょうか。茨城県内としては。

文化生涯学習課

付与している市町村でございますが、具体的に挙げますと、高萩市、牛久市、小美玉市、東海村となっております。いろいろ話は市町村ごとに聞いてはいるんですけども、なかなか口の重いところもございます。今年度、実は指導課と一緒に現地のほうに、実施している市町村へ伺って、いろいろと現場の話を伺ってこようと。一昨年も自治体事例調査に行くなどしているんですけども、より情報を収集しまして、研究推進校を決めて、良し悪し等を判断しながら進めていきたいと思っています。

鈴木委員

分かりました。余りこの3番の権限だけを強調されて、委員の人が怒っちゃうといけないと思うんですけど、現時点では、土浦市の方針としては、まだどちらにも決めてはないということです。今後2年間で検討していく。

教育長

法律でどう定めてくるかという問題もありますね。

鈴木委員

でも、法律としては、改正はもうされているんですよね。

教育部長

法律はこの三つのおりで、権限はこの三つ書かれているんですけども、今度3年度末に、再改正が、さらにもう一回改正がされるんだろうなと。最初にできて5年経つので、そこで改正になって、それが見直しするのか、もうちょっと厳しく義務化といいますか、その辺が強く出される可能性もありますので、その辺の法律改正もにらみながら、2年間で土浦のバージョンをつくっていければと考えてございます。

教育長

研究指定校は1校では少ないような気もしてしまいますが。

教育部長

とりあえず、来年の1校で、再来年、もう1校追加するかもしれません。街中のところと離れたところというイメージをもったほうがいいのかと思っています。

教育長

小中一貫もやっているから、小中一貫で一つの学校と考えると、いろいろある。特に、指定校1校については、もう少し検討したほうがいいのかというふうに感じますけれども、とりあえず、今日のところは1校でよろしく願います。

それでは、今度は6番、その他。テーマ展「土浦病院と小川芋銭」について願います。

博物館

定例会資料の30ページをお願いします。

博物館では、9月1日から10月11日の期間、テーマ展「土浦病院と小川芋銭」を開催します。土浦病院は、大正3年、内西町に石島ゑいが開業した病院が始まりです。恐れ入りますが、訂正がございます。ゑいの没年なんですけど、展示の趣旨の1行目に1988としておりますが、1977の間違いです。93歳で亡くなりました。申し訳ありません。

ゑいは茨城県最初の女医で、産婦人科、性病科を専門としました。

土浦病院はおとし、平成30年に104年の歴史を閉じました。この土浦病院には、小川芋銭の作品が受け継がれてまいりまして、病院を閉じるに当たり、芋銭の作品

を博物館に寄贈していただきました。このテーマ展は、寄贈された芋銭の作品や写真帳、屏風など 30 点を公開し、芋銭と土浦の関係を紹介いたします。記念行事として、講演会などを企画しております。3 密等、コロナ対策を十分に施して開催する予定ですが、今後の予定次第で変更いたします。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの説明でよろしいでしょうか。茨城県初の女医さんが土浦にいた。そこに芋銭が通っていたんですね。

博 物 館 ゑいは結城出身なんですけれども、内西町に沖宿出身の安村江痴の病院がありまして、その安村病院の先生が亡くなるので、そこを借りて、それが土浦との縁の始まりでございます。芋銭と付き合いがあったのは、むしろゑいのご主人で、茨城県の初代の保健所長を務めた績さんが芋銭と仲がよくて、それでいろいろ描いてもらっております。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの説明でよろしいでしょうか。そういう企画展をするということです。

それでは続いて、その他、事務局のほうで説明ございますか。次回の定例会についてお願いします。

教育総務課 次回、8 月の定例会になりますが、議会の前の月になりますので、第 3 火曜日が定例会開催日となります。8 月 18 日火曜日の 16 時からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 現在のコロナの状況が変わらなければ、8 月 18 日に予定する。よろしいでしょうか。そのほか、委員の方ございますか。

鈴 木 委 員 できれば 9 月の定例会の予定を教えてくださいてもよろしいでしょうか。9 月第 4 週の火曜日は休日となっていますので。

教育総務課 9 月は、今のところ予定では 29 日を考えております。

鈴 木 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 9 月は、第 5 週と現在のところ考えているということで、よろしくお願いします。そのほかございますか。

なければ、以上で 7 月の定例教育委員会を終わります。ありがとうございました。